資料１

１）第6期鳥栖市障害者福祉計画及び第8期鳥栖市障害福祉計画・第4期鳥栖市障害児福祉計画の策定について

障害者基本法第１１条第3項に基づく「障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画)」と、障害者総合支援法第８８条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第３３条の２０に基づく「障害児福祉計画」を一体として策定するものです。

計画策定の趣旨

鳥栖市障害者福祉計画は、市における障害者に関連する施策・事業を全体的に把握し、体系づけることで、障害者を取り巻く地域の福祉環境の整備を計画的に進めるとともに、市民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる中長期の基本計画です。

〇障害者基本法（抜粋）　（障害者基本計画等）

第十一条　１～２（略）

３　市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

４～５（略）

６　市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たつては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

７（略）

８　第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

鳥栖市障害福祉計画及び鳥栖市障害児福祉計画は、障害者福祉計画の中の「生活支援」に係る障害福祉サービス等の提供に関する体制やサービスを確保するための方策等を示す実施計画的なものとして、成果目標を掲げて３年を１期として策定する短期の計画です。

第８期鳥栖市障害福祉計画及び第４期鳥栖市障害児福祉計画では、令和９年度から令和１１年度までの３年間における次の事項について定めるものです。

障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和１１年度末の数値目標を設定するとともに、国の基本指針に即して障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

・障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項（成果目標）

・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

・各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込等

〇障害者総合支援法（抜粋）　(市町村障害福祉計画)

第 88 条　市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

２～４　略

５　市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

〇児童福祉法（抜粋）　(市町村障害児福祉計画)

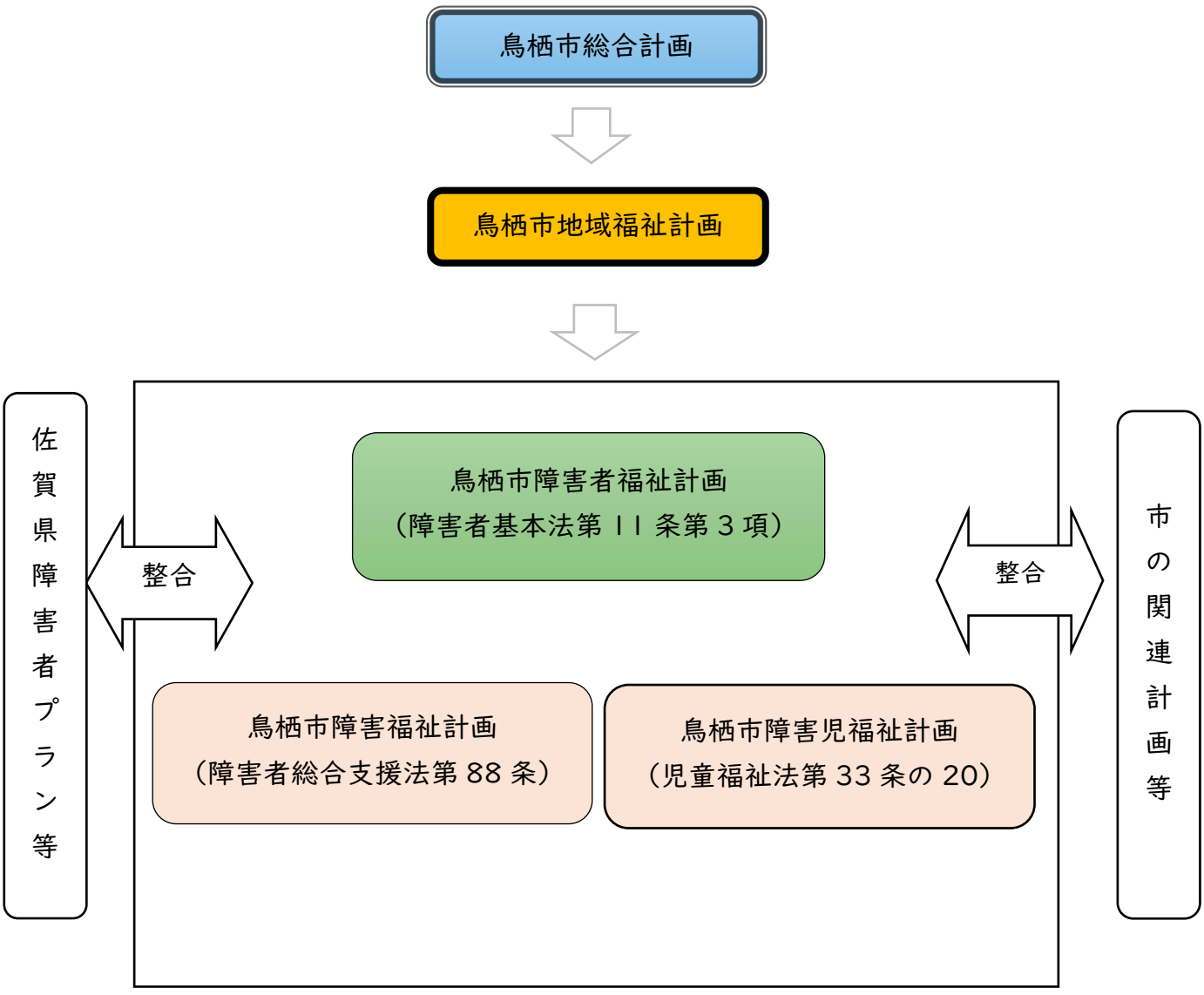
第３３条の２０　市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

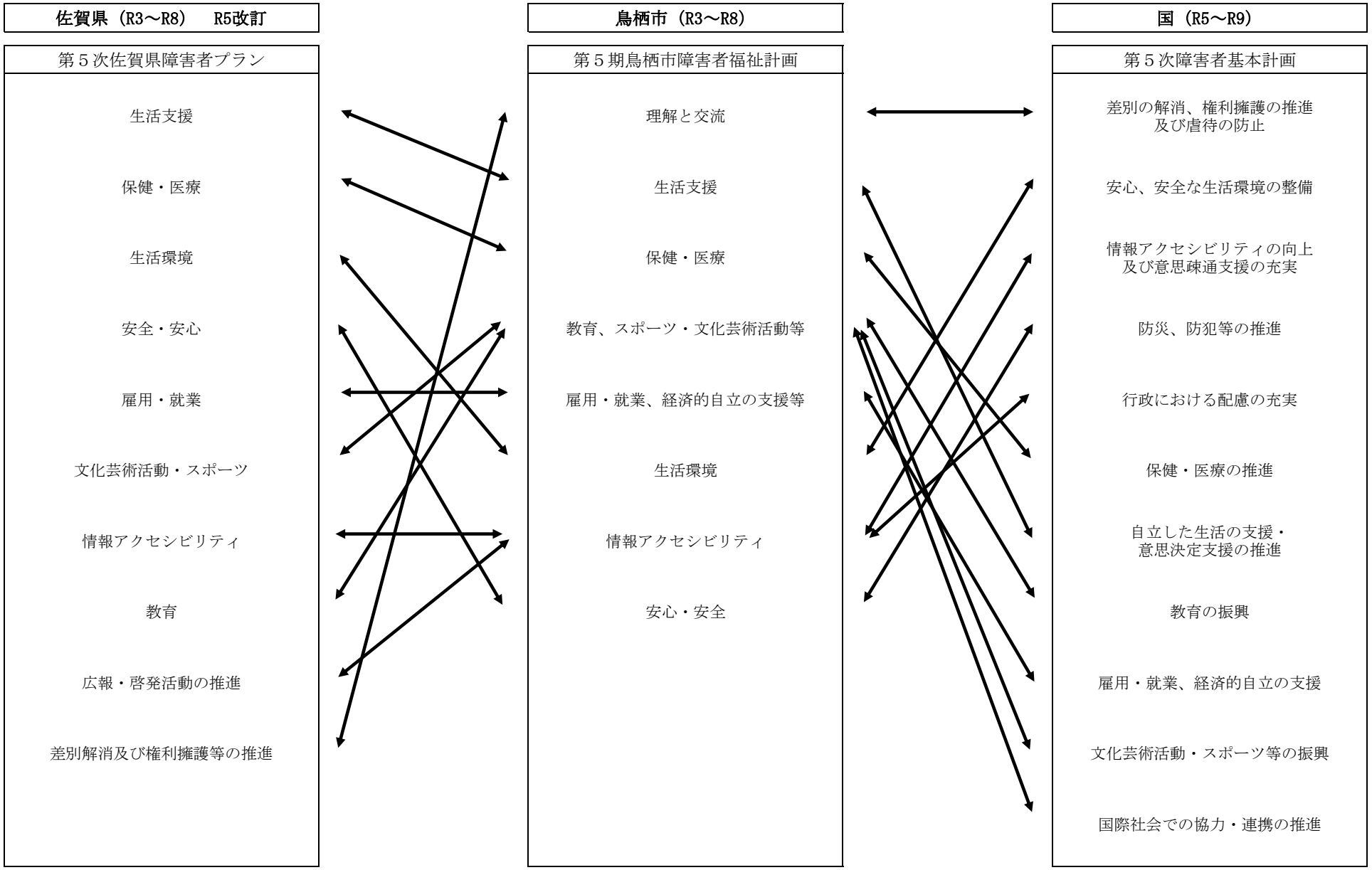
５　市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

６　市町村障害児福祉計画は、―中略―　市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「鳥栖市総合計画」や「鳥栖市地域福祉計画」をはじめとする市の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図っています。





アンケートやヒアリング、策定委員会での意見等で確認できた鳥栖市の現状をふまえ、内容等に反映させる。

第５次障害者基本計画　概要

Ⅰ　第５次障害者基本計画とは

【位置付け】**政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画**（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第９条第１項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）

【計画期間】**令和５(2023)年度から令和９(2027)年度までの５年間**

【検討経緯】障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での１年以上にわたる審議を経て、令和４年12月に取りまとめられた**障害者政策委員会の意見に即して、**政府で基本計画案を作成

Ⅱ　総論の主な内容

１．基本理念

○　共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

２．基本原則

○　地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

３．社会情勢の変化

○　2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
○　新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
○　持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（ＳＤＧｓの視点）

４．各分野に共通する横断的視点

○　条約の理念の尊重及び整合性の確保
○　共生社会の実現に資する取組の推進
○　当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
○　障害特性等に配慮したきめ細かい支援
○　障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
○　ＰＤＣＡサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

５．施策の円滑な推進

○　連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

Ⅲ　各論の主な内容（１１の分野）

１．差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
２．安全・安心な生活環境の整備
３．情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
４．防災、防犯等の推進
５．行政等における配慮の充実
６．保健・医療の推進
７．自立した生活の支援・意思決定支援の推進
８．教育の振興
９．雇用・就業、経済的自立の支援
10．文化芸術活動・スポーツ等の振興
11．国際社会での協力・連携の推進

Ⅳ　おわりに（～今後に向けて～）

・本基本計画は、障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、施策を総合的・計画的に推進することで、条約が目指す社会の実現につなげる。加えて、障害者への偏見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障害者の人権の確保の上で基本となる考え方等への理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが重要であり、政府において各分野の施策を実施する。
・令和４年９月に、障害者権利委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表され多岐にわたる事項に関し見解等が示されたことを受け、各府省において、本基本計画に盛り込まれていない事項も含め、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められる。
・世界に誇れる共生社会の実現を目指して、政府全体で不断に取組を進めていく。

第5次障害者基本計画　概要

Ⅴ　各論の主な内容

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
- 家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
- 障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進
- 改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

2. 安全・安心な生活環境の整備

○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進
- 公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
- 接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
- 歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備
- 国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
- 情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実
- 公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実
- 手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

4. 防災、防犯等の推進

○災害発生時における障害特性に配慮した支援
- 福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
- 福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保
- 障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備

5. 行政等における配慮の充実

○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等
- 司法手続(民事・刑事）における意思疎通手段の確保
- 障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保
- 国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供

6. 保健・医療の推進

○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消
- 切れ目のない退院後の精神障害者への支援
- 精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
- 精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実
- ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
- 障害のあるこどもに対する支援の充実

8. 教育の振興

○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備
- 自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
- 教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進
- 病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

○総合的な就労支援
- 地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
- 雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
- 農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備
- 障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
- 日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり
- 障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり

11. 国際社会での協力・連携の推進

○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進
- 障害者分野における国際協力への積極的な取組
- 障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

第５次障害者基本計画　主な成果目標

＜ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ＞

指 標	現状値（直近値）	目 標 値
障害者差別解消法の地域協議会の組織率	55.9%（一般市町村）（2021年4月）	80%以上（同左）（2027年度）

＜ 安全・安心な生活環境の整備 ＞

指 標	現状値（直近値）	目 標 値
一定の旅客施設のバリアフリー化率(注1)	94.5%（段差解消）（2020年度）	原則100%（同左）（2025年度）
ノンステップバスの導入率(注2)	63.8%（2020年度）	約80%（2025年度）
福祉タクシーの導入台数	41,464台（2020年度）	約90,000台（2025年度）
音響信号機及びエスコートゾーンの設置率(注3)	50.8%（2021年度）	原則100%（2025年度）

(注1)鉄軌道駅及びバスターミナルについては、平均利用者数が3,000人/日以上の施設及び2,000人/日以上3,000人/日未満で重点整備地区内の生活関連施設に位置付けられた施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては、平均利用者数が2,000人/日以上の施設を対象。なお、鉄軌道駅の現状値については、平成30年３月に改正された公共交通移動等円滑化基準の改正前の基準をもって適合率を算定
(注2)公共交通移動等円滑化基準の適用除外の認定を受けた車両は母数から除外
(注3)視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要と認められる部分が対象

＜ 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ＞

指 標	現状値（直近値）	目 標 値
ＩＣＴサポートセンターを設置している都道府県数	３１都道府県（2022年度）	全都道府県（2024年度）
電話リレーサービスの普及状況（利用登録者数）	1万1,275人（2022年末）	前年度比増（2027年度）

＜ 保健・医療の推進 ＞

指 標	現状値（直近値）	目 標 値
精神病床での1年以上の長期入院患者数	約17.1万人（2020年度）	13.8万人（2026年度）
都道府県の難病診療連携拠点病院の設置率	93%（2021年度）	100%（2027年度）

＜ 教育の振興 ＞

指 標	現状値（直近値）	目 標 値
個別の指導計画等の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画等が作成されている児童等の割合	90.9%（指導計画） 84.8%（教育支援計画） （2018年度）	おおむね100%（2027年度）
公立小中学校等施設におけるスロープ等による段差解消の割合	78.5%（門から建物まで） 57.3%（昇降口・玄関等から教室等まで） （2020年度）	全ての学校に整備（2025年度）

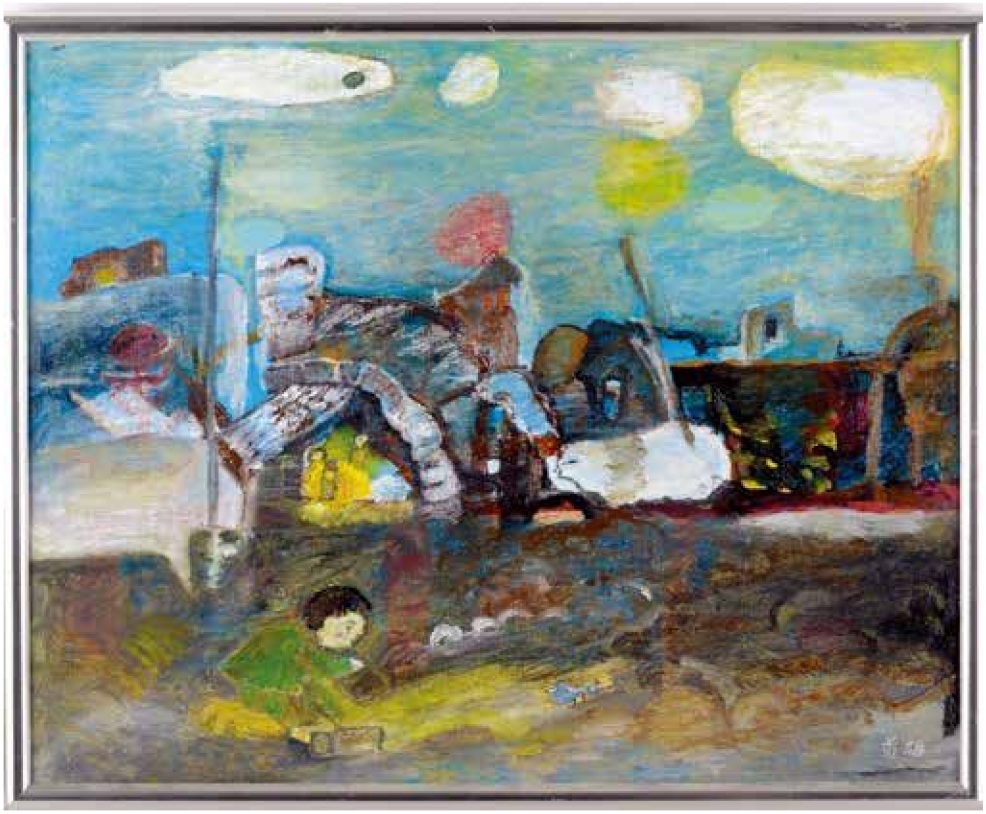
＜ 雇用・就業・経済的自立の支援 ＞

指 標	現状値（直近値）	目 標 値
障害者の雇用率達成企業の割合	47%（2021年6月）	56%（2027年度）
障害者就労施設等の物品等優先購入実績	199億円（2020年度）	前年度比増（2027年度）

＜ 文化芸術活動・スポーツ等の振興 ＞

指 標	現状値（直近値）	目 標 値
障害者の週１回以上のスポーツ実施率	３１％（成人） ４１.８％（若年層※7～19歳）（2021年度）	４０％程度（成人） ５０％程度（若年層） （2026年度）

第5次
佐賀県障害者プラン
〔改訂版〕



第23回佐賀県障がい者文化芸術作品展 知事賞作品（絵画の部 金賞）
「暖かい冬」 作：江口 道雄

令和6年3月

佐賀県

施策の推進方向

Ⅰ　地域で安心して暮らしている

1. 生活支援

○ 生活をする上で、支援が必要な人が身近なところで障害福祉サービスや相談を受けることができるよう体制を整えます。
○ 障害児に対する専門的な支援に関する研修を充実させ、身近なところで療育を受けられるような環境、支援体制を整えます。
○ 高次脳機能障害や難病等に関する相談対応を適切に行い、適切な障害福祉サービスにつなげます。
○ 行動障害者に対応できる事業所職員を養成するとともに、市町や既存事業所等と連携を図り、行動障害者の受け入れ事業所の確保に努めます。

2. 保健・医療

○ 障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。
○ 精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障害者の早期退院を進め、地域で生活できる体制を整えます。
○ 心の健康づくりのための相談支援や健康教育を実施します。

3. 生活環境

○ 重度障害者や医療的ケアを必要とする人が利用できるグループホームの整備を推進します。
○ 人にやさしいまちづくりの推進や公共交通機関や公共的施設のバリアフリー化の推進などにより、障害者が安心して暮らせる地域をつくります。

4. 安全・安心

○ 防災対策や防犯対策の推進により、障害者が安心して暮らせる地域をつくります。
○ 消費者トラブルの未然防止と被害からの救済支援に取り組みます。

Ⅱ 地域で働き、生きる喜びを感じる

1. 雇用・就業

○ 障害の特性に応じ、能力を十分に発揮して働くことができるよう支援します。
○ 雇用する企業や働く障害者の不安解消のための支援を実施します。
○ 県庁における物品の調達にあたっては、福祉施設から優先的に調達し、発注促進に取り組みます。
○ 農福連携プロジェクトに取り組み、農業分野での障害者の就労を支援します。

2. 文化芸術活動・スポーツ

○ 障害のある人もない人も誰もが文化芸術・スポーツに参加しやすく、共に楽しめる環境を整え、文化芸術・スポーツを通じて豊かな暮らしができる地域をつくります。

3. 情報アクセシビリティ

○ 県で策定した「読書バリアフリー推進計画」に基づいて、視覚障害者等の読書環境の整備を推進します。
○ 手話言語の普及と聞こえの共生社会を推進するため、各種施策を総合的かつ計画的に実施します。
○ 障害の特性に応じたウェブサイトの構築や手話や要約筆記などの意思疎通支援を充実させます。
○ 災害発生時や感染症の感染拡大時などの非常時に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、障害特性に配慮した情報伝達の体制を整備します。

Ⅲ 地域で誰もが想いを実現できる共生社会

1.教育

○ 特別支援学校や幼稚園、小・中・高等学校において、特別支援教育に係る研修等を通して、教職員の指導力の向上を図ります。
○ 障害のある児童生徒等の発達段階に応じた個別の教育支援計画を作成し、就学前から高等学校卒業まで、一人一人のニーズに応じた一貫した教育を行います。
○ 聴覚に障害のある児童生徒等が通学する県立学校において、児童生徒等が意思疎通手段により学習することができる環境の整備に努めます。

2．広報・啓発活動 の

○ 障害等に対する県民一人一人の理解を深めるため、県ホームページや県民だより等あらゆる広報媒体を活用して広報・啓発を行います。
○ 障害の特性や必要な配慮等に関し、住民に対する正しい知識の普及・啓発を推進します。
○ 障害者月間において、集中的かつ効果的に体験型事業や各種イベント、広報活動を行うことで、障害に対する県民の理解促進を図ります。
○ 小中学生・高校生への課外授業を通して、障害（者）について考える機会をつくり、理解を促進します。

3.差別解消及び権利擁護等の推進

○ 障害を理由とする差別の解消、虐待防止・権利擁護の推進に取り組むとともに、理解啓発を図ります。
○ 障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実や障害者の利用に配慮した投票設備の設置に取り組みます。
○ 司法手続き等においては、障害者の意思疎通等へ配慮します。

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後　概要

1. 基本指針について

○　「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
○　都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則３か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
○　第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和８年３月31日に告示。
　　計画期間は令和９年４月～令和12年３月。

2. 本指針の構成

第一　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

一　基本的理念
二　障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
三　相談支援に関する基本的考え方
四　障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
五　障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方　【新規】

第二　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

一　福祉施設の入所者の地域生活への移行
二　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
三　福祉施設から一般就労への移行等
四　障害児支援の提供体制の整備等
五　地域生活支援の充実
六　相談支援体制の充実・強化等
七　障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上【新規】
八　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三　計画の作成に関する事項

一　計画の作成に関する基本的事項
二　市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
三　都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
四　その他

第四　その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

一　障害者等に対する虐待の防止
二　意思決定支援の促進
三　障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
四　障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
五　障害を理由とする差別の解消の推進
六　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

1

3. 基本指針見直しの主な事項

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
・入所施設における居室の個室化等の推進

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③ 福祉施設から一般就労への移行等
・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④ 障害児支援の提供体制の整備等
・地域支援体制の構築に係る成果目標について、４つの中核機能の確保を行うよう見直し
・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化
・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上
・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦ 障害福祉サービスの質の確保等
・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
・障害児支援における人材育成の重要性を記載

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨ 高次脳機能障害者に対する支援
・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保
・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫ 住宅セーフティネット制度との連携
・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等
・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用の要請
・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭ 障害者等に対する虐待の防止等
・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進
・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保
・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

2

4. 成果目標（計画期間が終了する令和11年度末の目標）

① 施設入所者の地域生活への移行
- 地域移行者数：令和７年度末施設入所者数の６％以上
- 施設入所者数：令和７年度末の５％以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- 精神病床における１年以上入院患者数
- 精神病床への30日以上の再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 【新規】
- 心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 【新規】
- Ｋ６により住民のこころの状態を把握 【新規】

③ 福祉施設から一般就労への移行等
- 一般就労への移行者数：令和６年度実績の1.31倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所：就労移行支援事業所の５割以上
- 就労定着支援事業の利用者数：令和６年度末実績の1.47倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合：２割５分以上
- 協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上 【新規】
- 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④ 障害児支援の提供体制の整備等
- ４つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 【新規】
- 難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- 主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④ 障害児支援の提供体制の整備等（続き）
- 医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- 障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- 障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 【新規】
- 強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備 ：各都道府県（必要に応じて政令市） 【新規】

⑤ 地域生活支援の充実
- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- 相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする 【新規】

⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
- 人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 【新規】
- 生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 【新規】
- 都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- 各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度１回）を100%とする 【新規】

3

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

（都道府県・市町村）
- ○ 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- ○ 同行援護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- ○ 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の利用者数、利用日数
- ○ 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- ○ 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- ○ 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- ○ 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況【新規】
- ○ 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- ○ 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新規】

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（都道府県・市町村）
- ○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- ○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- ○ 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- ○ 心のサポーター養成研修実施回数【新規】 ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】
- ○ 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- ○ 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- ○ 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数【新規】

（都道府県）
- ○ 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

（都道府県・市町村）
- ○ 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

（都道府県）
- ○ 障害者に対する職業訓練の受講者数
- ○ 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- ○ 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- ○ 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

（都道府県・市町村）
- ○ 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- ○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- ○ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ○ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ○ ペアレントメンターの人数 ○ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援 【新規】

（都道府県）
- ○ 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数 【新規】
- ○ 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数 【新規】
- ○ 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数 【新規】
- ○ 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数 【新規】
- ○ 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 【新規】

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

（都道府県・市町村）
- ○ 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- ○ 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- ○ 障害児相談支援の利用児童数
- ○ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

（都道府県）
- ○ 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- ○ 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

（都道府県）
- ○ 都道府県における相談支援の体制整備の取組 【新規】

（市町村）
- ○ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- ○ 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- ○ 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- ○ 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

（都道府県）
- ○ 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- ○ 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- ○ 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数 【新規】
- ○ 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合 【新規】

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

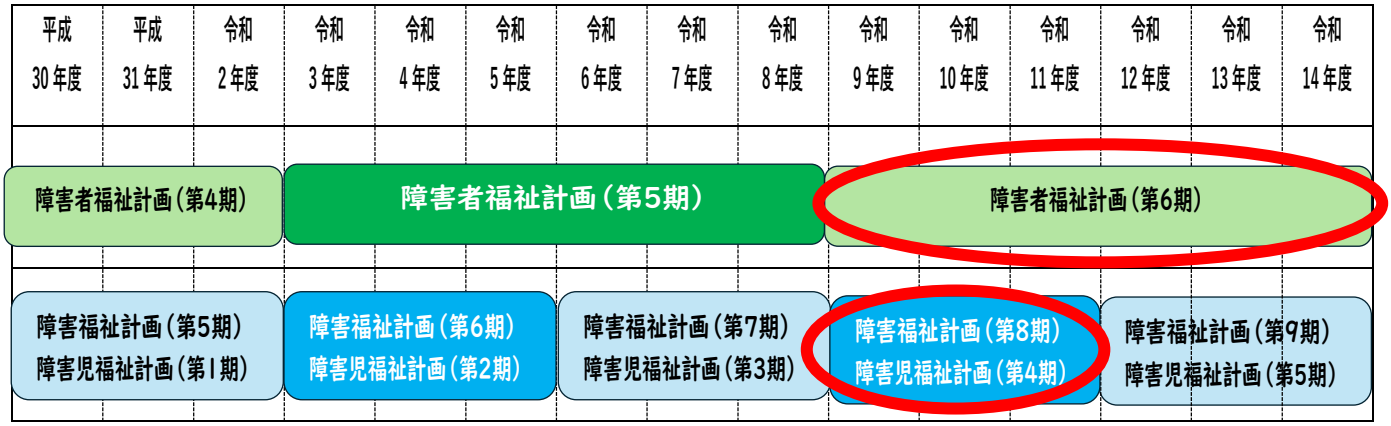
（市町村）
- ○ 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- ○ 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

（都道府県・市町村）
- ○ 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

4

計画の策定期間

本計画のうち、障害者福祉計画は令和9年度から令和14年度までの6か年計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画は令和9年度からの3か年計画とします。



計画の策定体制

〇策定委員会等の設置

本計画の策定を行うにあたり、福祉、保健、建設、就労、教育などの庁内関係部門で構成する「鳥栖市障害者福祉推進会議」及び有識者、保健医療団体、障害者団体、福祉施設、公的機関の関係者及び市民の代表者で構成する「鳥栖市障害福祉計画策定委員会」を設置し、協議を重ねていただきます。

策　定　体　制

障害者福祉推進会議

副　　市　　長
政　策　部　長
総　務　部　長
健康福祉みらい部長
スポーツ文化部長
市民環境部長
経　済　部　長
建　設　部　長
教　育　部　長

障害者福祉推進会議幹事会

健康福祉みらい部長	
政　策　部	総合政策課長
総　務　部	総務課長
健康福祉みらい部	地域福祉課長 こども育成課長 健康増進課長
スポーツ文化部	スポーツ振興課長
市民環境部	市民協働課長
経　済　部	商工観光課長
建　設　部	建設課長 維持管理課長 都市整備課長
教育委員会事務局	学校教育課長 生涯学習課長

意見の調整

障害者福祉計画策定委員会

障害福祉計画策定委員会

区　分	団　体　名	役　職　名	氏　名
学識経験者	公益社団法人 佐賀県社会福祉士会	事務局長	田代　勝良
	九州龍谷短期大学	副学長	鬼塚　良太郎
	佐賀女子短期大学	専任講師	熊本　貴子
保健医療団体の代表者	特定医療法人 社団光風会 光風会病院	医療相談科長	小森　拓也
障害者団体の代表者	鳥栖市身障者福祉協会	会　長	篠原　彰宏
	鳥栖市手をつなぐ育成会	会　長	牧崎　茂
	精神障害者家族会 あけぼの会	会　長	大隈　キヨ子
福祉施設の代表者	社会福祉法人若楠 若楠療育園	施設支援課長	平石　香織
	社会福祉法人あさひ会	センター長	西依　一彦
	特定非営利活動法人 総合相談支援センター キャッチ	統括管理者	江見　恵子
	特定非営利活動法人 しょうがい生活支援の会 すみか	代表理事	芹田　洋志
市民の代表者	鳥栖市区長連合会	会　長	鈴木　正美
	鳥栖市民生委員 児童委員連絡協議会	麓地区会長	野口　幸男
公共団体等の代表者	鳥栖公共職業安定所	統括職業指導官	山口　亜紀子
	鳥栖保健福祉事務所	健康推進課長	松尾　和代
	鳥栖基山地区 小中学校校長会	鳥栖小学校校長	古賀　泰伸
	社会福祉法人 鳥栖市社会福祉協議会	主査	原口　千幸